

6 万之瀬川水域に係る上乗せ排水基準

適用区域：万之瀬川及びこれに接続する公共用水域

(昭和50年10月15日公布，昭和50年11月1日施行)

区 分	業 種	項目及び許容限度						
		水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量 (単位1リットルにつきミリグラム)		浮遊物質量 (単位1リットルにつきミリグラム)		大腸菌群数 (単位1立方センチメートルにつき個)	
			日間平均	最大	日間平均	最大		
昭和50年11月1日以前に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事をしていないものを含む。)	食鳥処理加工業	5.8~8.6	30	40	40	60	1,000	
	蒸留酒及び混成酒製造業	排出水量2,000立方メートル以上のもの		20	30	40	60	
		排出水量2,000立方メートル未満50立方メートル以上のもの		60	80	70	90	
		排出水量50立方メートル未満のもの	5.8~8.6	120	160	150	200	3,000
	クエン酸製造業	排出水量8,000立方メートル以上のもの		20	30	40	60	
		排出水量8,000立方メートル未満のもの	5.8~8.6	120	160	150	200	3,000
	と畜場	5.8~8.6	30	40	40	60	1,000	
	し尿処理施設のみを有するもの	5.8~8.6	30	40	50	70	3,000	
	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を有するもの	排出水量200立方メートル以上のもの		30	40	40	60	
		排出水量200立方メートル未満50立方メートル以上のもの		80	100	90	120	
排出水量50立方メートル未満のもの		5.8~8.6	120	160	150	200	3,000	
その他のもの(さつまいもでん粉製造業を除く。)	5.8~8.6	120	160	150	200	3,000		
昭和50年11月1日以後の設置に係る特定事業場	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を有するもの		20	25	30	40		
	排出水量200立方メートル未満50立方メートル以上のもの		60	80	70	90		
		排出水量50立方メートル未満のもの	5.8~8.6	90	120	100	130	3,000
	その他のもの	排出水量1,000立方メートル以上のもの		20	25	30	40	
		排出水量1,000立方メートル未満のもの	5.8~8.6	30	40	40	60	3,000

備考 1 「特定事業場」とは、法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。

2 「排出水量」とは、特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量をいう。

3 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

4 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排出水量30立方メートル未満の特定事業場については、適用しない。

5 この表に掲げる上乗せ排水基準は、昭和49年12月1日以後において一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場については、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が昭和49年12月1日以前に特定施設となっている施設を設置していること(設置の工事をしていない者を含む。)によって特定事業場であるときは、この限りでない。

6 クエン酸製造業に係る特定施設とクエン酸製造業以外の業種に係る特定施設を併設している特定事業場に対しては、クエン酸製造業に係る特定施設を設置している特定事業場に対して適用する上乗せ排水基準を適用する。

7 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する検定方法による検出値である。